

茨城県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成 19 年 3 月 29 日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券等の交付)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 4 条 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴証)

第 5 条 傍聴証は、報道関係者及び茨城県後期高齢者医療広域連合の職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴人名簿に住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

(傍聴人の入場)

第 7 条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第 8 条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第 9 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときはこれを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときはこれを返還しなければならない。
(傍聴人の定員)

第 10 条 傍聴人の定員は、30 人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証を所持する者でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

第 11 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 12 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 異様な服装をしている者
 - (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
 - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)

第 13 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第 14 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第 15 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 16 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 17 条 法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。